

令和2年3月4日

公共交通機関等の通学定期券を利用して  
通学する生徒の保護者の皆様

京都市立銅駝美術工芸高等学校  
校長 吉田 功

### 臨時休業措置にかかる通学定期券の特例払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染症対策として、令和2年3月5日（木）から京都市立学校が臨時休業することとなりました。公共交通機関でも、通学定期券の特例払い戻しを実施しておりますので、以下のとおりお知らせいたします。また、高等学校生徒通学費補助金制度により通学費の申請をしておられるご家庭については、下記の通りご対応をお願いいたします。

#### 1 通学用定期券の特例払い戻しについて

臨時休校措置が全国的なことを踏まえ、現在、多くの公共交通機関において、最終登校日を最終使用日とみなして払い戻しを行う等の特例扱いをホームページ等で周知されております。

なお、公共交通機関により、払い戻し実施の対応に違いがありますので、各自で利用する公共交通機関に直接ご確認いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

#### 2 高等学校生徒通学費補助金を受給しているご家庭について

高等学校生徒通学費補助金を受給している世帯において、保護者が払い戻しにより、返金を受けた場合は、変更交付申請等の提出が必要となりますので、速やかに学校まで電話連絡によりご報告いただきますようお願いいたします。